- (3) 都内商工会議所・商工会、東京都商工会連合会において、**令和4年度**又は**5年度の中小企業活力向** 上プロジェクトアドバンスの経営分析を受け、当助成事業の利用が有効であると認められているもの
- (4) 次のア〜ウのいずれか1つ以上に該当するもの

ア 直近決算期の売上高が、1期前と比較して減少していること

イ 直近決算期で損失を計上していること

経営分析 に関するお問い合わせは下記へ

商工会

・都内商工会議所

・東京都商工会連合会

法 人:直近決算期の営業利益、経常利益、当期純利益(税引後)のいずれか

個人事業者: 直近確定申告の収支内訳書の所得金額(20)

又は青色申告決算書の差引金額(③) 若しくは所得金額(④)のいずれか

ウ 都内商工会議所・商工会、東京都商工会連合会において、**令和4年度又は5年度の中小企業活力** 向上プロジェクトアドバンスの支援を受け、**所定の証明**\*\*を受けていること

※ 「アシストコース」「アドバンスコース」で支援を受けたことの証明。

(5) 2期以上(各期12か月)の決算を経ており、確定申告済みで<u>税務署の受付印又は受信通知(メール詳細)</u> のある直近2期分(休眠期間を含まないこと)の確定申告書一式の写しを提出できるもの

法 人:引き続く2期分の法人税申告書(申請者単体の申告内容が確認できること)

個人事業者: 令和3年及び4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

(6) 次のア〜スの全てに該当するもの

ア 同一テーマ (展示会)・内容 (経費) で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成等を受けていないこと

- イ 同一テーマ (展示会)・内容 (経費) で、公社が実施する他の助成事業に申請していないこと。ただし、 採択されなかった場合は、この限りではない
- ウ **令和4年度展示会出展助成事業の交付決定を受けていないこと。**ただし、中止の承認を受けたものを除く
- エ 令和5年度展示会出展助成事業に申請していないこと
- オ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- カ 申請日までの過去5年間に、公社·国·都道府県·区市町村等が実施する助成事業等に関して、 不正等の事故を起こしていないこと
- キ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去5年間に「企業化状況報告書」 や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること
- ク 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- ケ 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- コ 「東京都暴力団排除条例」(平成23年東京都条例第54号) に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制 及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル 業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと
- サ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション (送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など、公的資金の助成先として適切ではないと公社が判断する業態を営むものではないこと
- シ 申請に必要な書類を全て提出できること(「Ⅲ 4 申請に必要な書類一覧 | p15 参照)
- ス その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと
- (7) 以下の助成事業の利用者は、事業を完了し助成金が入金されている又は事業中止の承認を受けていること
  - ・販路拡大助成事業・・販路開拓チャレンジ助成事業・・販路開拓サポート助成事業
  - ・原油価格高騰等に伴う緊急販路開拓等支援事業

※ その他、本年度中に新たな助成事業が設立された場合には、別途、重複利用等についての制限がかかることがある